

## 平成 21 年度事業計画

我が国の情報通信分野にあつては、平成 18 年 1 月に、世界の ICT 革命を先導するフロントランナーとなるべく政府の新しい戦略である「IT 新改革戦略」を決定し、ICT による日本社会の改革を推進していくこととしている。また、総務省では、2010 年に向けたユビキタスネット社会実現のため「u-Japan 政策」を策定し、地域の情報化及びブロードバンドネットワークの普及を推進し、ICT がもつ構造改革力を活用した地方経済の活性化や住民サービスの向上に向けた各種施策を展開しているところである。

更に、2015 年頃を展望したその後の「総合的な ICT ビジョン」について検討が進められている。こうした環境下にあつて、財団法人全国地域情報化推進協会は、地方公共団体の情報システムの抜本的改革や、地域において多数の主体の連携により実現される地域情報化をサポートするシステム連携基盤（地域情報プラットフォーム）の仕様構築を完了した。

今般、総務省において、“次世代電子行政サービス”実現に向けて、具体的に北九州市と市川市の協力を得て地域情報プラットフォームを用い、実証実験を展開中である。

その他、地方における地域情報プラットフォームの利活用を推進するとともに、地方公共団体等において、汎用的に利用可能な公共アプリケーション（防災・医療・教育等）の検討・整備を行ってきた。

また、ブロードバンドネットワークの全国整備や地域公共ネットワークの整備の促進に向け、その方策等の検討を鋭意進めるとともに、地域 CIO 等の人材育成、地域の先進的な情報化の取組みに関するナレッジの集約・蓄積（総務省提供 ICT 地域活性化ポータル）、普及促進のためのセミナー等の開催、各種地域情報化推進に関する活動の支援等を行ってきた。

平成 21 年度においてはこれまでの事業実績を踏まえて、地域情報化を取り巻く環境変化を見定めつつ、総務省を始めとした政府機関との連携、NPO 等の地域に根ざした活動団体との連携を含めて地域情報化推進に資する各種活動をさらに強化するとともに、成果物の普及活動にも具体的に着手することとする。

平成 21 年度に予定する主な事業は、次のとおりである。

### 1. 地域 ICT サービスの展開を推進するための連携基盤の整備

平成 21 年度は「地域情報プラットフォーム推進事業」（総務省）の実証実験の成果や「次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム」（内閣官房）の取り組みとの連携を強化し、これらの取り組みの結果を反映、あるいは、これらの取り組みに対する基礎標準とすべく、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」等を強化・改定する。

共同利用やクラウドコンピューティングに対する機運が高まる中、行政情報のバックオフィス連携の必要性は一層高まっている。標準仕様の内容の強化・充実を図り、自治体間、国と自治体間および官民連携の標準としての位置付けをさらに高める。

今後は、平成 20 年度まで検討を進めてきた 5 つの WG を利活用促進、政府施策との整合性強化の面から再整理し、新たな WG 体制において検討を進める。

#### (1) 基本説明書の改版・強化

調達者・開発者・インテグレータ向けに、地域情報プラットフォームの目的・効果等基本的事項に関する説明書について、標準仕様の改版に合わせて、順次改定を進める。

- (2) 技術標準仕様・業務標準仕様（アーキテクチャ標準仕様、プラットフォーム通信標準仕様、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様、GIS 共通サービス仕様、地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様）の改版・強化

平成 20 年度に引き続き、ワーキンググループにおいて、主に SOAP や Web サービス技術を利用したサービス連携の実現に必要な技術的なアーキテクチャや、通信プロトコルやワークフロー管理などの技術標準について仕様策定及び改定を行う。また、自治体間、国と自治体間を中心としたバックオフィス連携のサービス間インタフェースやデータなど業務標準について仕様策定を行う。自治体を中心とした業務標準について法改正対応などの改定および必要な強化を行う。

- (3) ガイドラインの改版・強化

地域情報プラットフォームを導入する自治体及び民間企業を対象とした構築、調達の指針をまとめるとともに、ベンダが地域情報プラットフォーム対応製品を開発する際、標準仕様や規約に準拠し、製品として提供できるかを検証するための指針をまとめる。

標準仕様本体の改版にあわせて、順次改定を進める。

- (4) 相互接続確認事業

地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認する「相互接続確認事業」を実施する。

相互接続性の確認方法については、平成 20 年度に実施した「相互接続確認トライアル」で得られた知見をもとに、地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様に準拠して実施する。

参加は一般に公募し、2 回程度の実施を目標とする。実施結果は一般公開とし、地域情報プラットフォームの普及促進への貢献を目指す。

#### 【成果物目標】

- ・地域情報プラットフォーム基本説明書（改定版）
- ・地域情報プラットフォーム標準仕様書（改定版）

## 2. 公共ネットワークを活用した公共アプリケーションの展開の推進

平成 20 年度活動成果を踏まえ、公共アプリケーションの標準仕様のプロモーション活動を行うと共に、引き続き標準仕様の策定及び標準仕様策定に向けた詳細検討を行う。

なお、アプリケーション委員会における検討にあたっては、技術専門委員会等の他の委員会と連携を図り、特に技術専門委員会とは、共通課題を速やかに解決するための検討の場を設け、最適な検討環境を整備していくこととする。また、各分野における政府関連施策、標準化動向、技術動向等を勘案しつつ、各分野で既に取り組みされている成果（各自治体等における先進事例等）を参考にするものとする。

- (1) 防災アプリケーションに関する検討

平成 20 年度に作成した「防災業務アプリケーションユニット標準仕様(第 1.0 版)」の活用に向けた調査活動および防災アプリケーションの実装・運用・調達を促進するためのプロモーション活動を行う。

(2) 医療・健康・福祉アプリケーションに関する検討

平成 20 年度に作成した「医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書（第 3.0 版）」において EHR（健康領域）プロジェクト、ネットワークセキュリティプロジェクト、介護ネットワークサービスプロジェクト、で抽出したそれぞれの課題を基に医療・健康・福祉アプリケーションの標準仕様策定に向けた検討を行い、必要に応じて実証を行う。

(3) 教育アプリケーションに関する検討

平成 20 年度に作成した「教育アプリケーションに関する基本提案書(第 3.0 版)」において提言した 1) 学校地域連携のための情報共有、2) 教育委員会事務・校務の情報化に関する「地域情報プラットフォームを利活用した教育分野での情報化」の推進を、より効果的に図るため自治体・教育委員会とのディスカッションをより広い範囲で行い、データ標準化の策定および教育アプリケーションの普及促進等の整理・整備を行う。

【成果物目標】

- ・医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書（第 4.0 版）
- ・教育情報データ標準仕様 第 0. x 版（x の値は、次年度の活動計画立案時に制定予定）

なお、「医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書（第 4.0 版）」は平成 20 年度の基本提案書（第 3.0 版）を参考にして改定する。

3. ブロードバンドネットワーク及び地域公共ネットワークの整備促進

情報通信インフラ委員会における活動にあたっては、技術専門委員会等他の委員会との連携を図るものとする。また、総務省をはじめとした政府関連施策との連携を図りつつ、各分野における標準化動向、技術動向等を勘案し、それぞれの分野で既に組み込まれている成果（各地方公共団体等における先進事例等）を参考にするものとする。

(1) ブロードバンドの全国整備促進

「IT 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 IT 戦略本部策定）で掲げる 2010 年度へ向けたブロードバンド全国整備の更なる促進に資するため、平成 20 年度に課題として浮き彫りとなった事項の検討を行い、その方策等を提示する。

(2) 地域公共ネットワークの整備促進

「IT 新改革戦略」及び「重点計画—2008」（平成 20 年 8 月 IT 戦略本部策定）で掲げる地域公共ネットワークの 2010 年度までの全国的な普及に資するため、平成 20 年度に課題として浮き彫りとなった事項の検討を行い、その方策等を提示する。

【成果物目標】

- ・ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ（第 4.0 版）
- ・ブロードバンド整備マニュアル（第 4.0 版）
- ・ブロードバンド利活用事例集（第 4.0 版）
- ・地域公共ネットワークに係る標準仕様への基本提言書（第 4.0 版）
- ・地域特性に応じた地域公共ネットワーク構築モデル仕様(第 4.0 版)

なお、「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ（第 4.0 版）」は、各都道府県単位の地域推進体制において、平成 22 年度に取り組むべき課題を明確にする。「ブロードバンド利活用事例集（第 4.0 版）」は、ブロードバンド整備後の地域振興等に特に重要な利活用面の充実を図るため、世の中の最新利活用事例を調査し改訂する。「地域公共ネットワークに係る標準仕様への基本提言書（第 4.0 版）」は、平成 20 年度の内容を基に精査する。「地域特性に応じた地域公共ネットワーク構築モデル仕様（第 4.0 版）」は、平成 20 年度と同様に、モデル自治体とケーススタディを行い、その情報を他自治体とも共有する。

#### 4. 地域情報化を推進するための普及活動

##### (1) 人材育成

ICT の効果的な導入により業務効率化やサービス向上を目指す自治体情報化、地域情報化などに総合的に対応できる人材の育成を目指し、自治体 CIO 育成研修を実施するとともに、地域 ICT 人材に関するスキルの標準化を目指す。

##### ア 自治体職員を対象とした C I O 育成研修の実施

○IT ガバナンス編 ○運用・管理編 ○投資・評価編 ○全体最適化編

なお、これまで本研修に参加していない都道府県及び政令指定都市の参加を呼びかけスキルの標準化を目指す。また、これまで研修を受講した職員を対象とした意見交換会を検討する。

##### イ 地域における人材育成研修の実施

自治体等からの人材育成研修の要請に基づく講師派遣について検討する。

##### ウ 地域情報化を推進するために必要な人材のスキルを明示し、各地域にて情報化を確実に推進するためのテキスト（ハンドブック）の作成を目指す。

##### (2) 全国地域情報化推進セミナー等の開催

地域情報化施策の全国的な普及を図るため、地域住民、自治体職員、民間企業、NPO を対象にしたセミナーを開催するとともに、地域情報化に関する各種イベントへの参加を図る。

##### ア 全国地域情報化推進セミナーの開催

- ・全国地域情報化推進セミナー 2009 in 京丹後（7月2日～7月3日）
- ・全国地域情報化推進セミナー 2009 in 長崎（9月頃の検討）

##### イ イベントへの参加

- ・地域情報化自治体トップセミナー（仮）
- ・地方自治体情報化推進フェア（9月）

##### (3) 各委員会の平成 20 年度成果物の周知

各委員会の取組み結果等の継続的な普及を図るため、適宜、説明会等を開催する。

##### ア 説明会等の開催

- ・ A P P L I C 会員を対象とした、各委員会の成果物に関する説明会の開催、ホームページによる情報提供を行う。
- ・各委員会の成果物を広く周知するために、地方総合通信局及び地域の講演会等を運営する団体と共催し、講演等を実施する。また、地方総合通信局と連携して、自治体への説明を計画的に実施する。

イ 説明員等の派遣

事務局の他、委員会メンバーがA P P L I Cの説明員として講演会等に参加することを検討する。

(4) 各種情報のナレッジ化と共有

各地域における地域情報化施策の取組みの事例及びノウハウを蓄積し、広く会員に公開し、活用を図ることを目的として、地域情報化事例に関するナレッジを共有可能な環境を整備する。

ア ICT地域情報ポータルサイトの充実

(5) 地域情報化アドバイザー派遣

地域情報化に関する共通の課題を解決するための情報交換の場を提供するとともに、必要に応じて課題解決のための地域情報化アドバイザーを派遣する。

(6) 地域活動支援（会員活動等）

各地域の特性を活かした地域情報化を推進することを目的として、会員が実施、または会員が推薦する地域情報化に貢献する活動に対して支援金の提供等を実施する。

【支援期間等】

- ・上期支援期間：4月1日～9月30日(募集期間：1月22日～2月20日)
- ・下期支援期間：10月1日～3月31日(募集期間：7月22日～8月21日予定)

(7) 地方総合通信局との連携

全国各地域の情報化を推進・支援するために、地方総合通信局との連携を図る。

ア 地方総合通信局との意見交換

A P P L I Cの取組課題及び地方総合通信局管内の情報化についての意見交換を実施する。

イ 各地域の情報化の動きについての情報共有

自治体等の動向について情報交換を行う。

ウ 講演会等の共催

講演会等の開催に当たって、地方総合通信局と共催するなど効果的・効率的に実施する。

(8) 地方自治体の動向把握

地方自治体からのこれまでのセミナー、講演会、CIO研修の参加状況等を分析し、地方自治体の情報化の動向把握に努める。また、イベント、セミナー実施時等にアンケートを実施して参加自治体の情報化の取組について把握する。

(9) パンフレット等の作成

A P P L I Cの取組を周知するためのパンフレット等を作成する。

ア 地域情報プラットホーム等の地域情報化推進のためのパンフレット等を作成する。

イ プロモーションビデオを活用する。

(10) A P P L I C通信及びホームページの充実

5. 情報通信月間推進協議会事務局事務の運営による情報化の推進

情報通信に関する関係団体が参加する情報通信月間推進協議会の事務局として、継続して情報通信月間の期間を中心として全国各地で開催される情報通信の普及啓発のため、行事の総括及び企画支援等の事業を行う。

- ・情報通信月間：5月15日～6月15日

6. 会員数拡大への取り組み

各委員会等の活動で得られた成果を広く普及・周知し、協会の社会的役割を一層拡充するとともに、併せて財政基盤の一層の確立を図るため、会員数の拡大に取り組む。

7. 新公益法人への取組

新公益法人への移行については、定款、理事会、評議員会、事業計画など移行に必要な手続きの事前準備を行っていく。